

平成26年度 第3回佐賀県公共事業評価監視委員会

1. 開 会

【山崎県土づくり本部副本部長】

県土づくり本部長の副島、交通政策部長の西村、県土づくり本部副本部長の副島が所要で欠席となっています。申し訳ございません。

まず資料の確認です。本日の議事次第、配席表が1枚でございます。それから第3回の公共事業関心委員会の資料として資料1～資料9をお配りしています。お手元にカラーの両面の資料を配っていますが、資料6のページ3,4の差し替えという事でお願います。資料6は森林整備課の資料になりますがその部分の3ページ、4ページの差し替えです。資料の1につきましては整備系と維持系を合わせました、今回の新規箇所評価の実施一覧表でございます。それから、資料2から7につきましては整備系の事業ごとに整理したもので資料2が「まちづくり推進課」、資料3が「農山漁村課」、資料4が「農地整備課」、資料5が「河川砂防課」、資料6が「森林整備課」、資料7が「道路課」というふうになっています。また、資料2から7につきましては、それぞれ、「新規箇所検討一覧表」、それから「新規事業の概要」、「公共事業新規事業調書」の順で資料を添付しています。また、C評価がございます、資料3の「農山漁村課」、資料4の「農地整備課」、資料6の「森林整備課」、資料7の「道路課」につきましては、C評価の新規箇所検討一覧表もあわせて添付しています。資料8につきましては維持系の新規評価の調書となっています。資料9については、公共事業新規評価個別地区について、今回評価した箇所の中から代表事例として説明します3地区の説明資料と評価に用いたマニュアルを添付しております。資料の不足はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。次にお手元マイクの取り扱いですが、ご発言の時は正面ボタンを押して発言して下さい。

それでは本日の議事についてですが、平成27年度の事業化に向けた新規箇所の結果についてご報告させていただきます。これについては予算化する前に事業が実施に値するとして評価した事業等について委員の方々に説明させて頂くことで昨年より

この時期に行っているものです。また新規箇所全体の概要について説明した後に、代表として3事業を個別に説明させていただきますので宜しくお願い致します。それでは議事につきましては委員長に進行してもらおうようになっておりますので荒巻委員長どうぞ宜しくお願い致します。

2. 議 事

【荒牧委員長】

それでは、議事次第に従いましてさっそく始めていきたいと思えます。先ほど、山崎副本部長から話がありましたように今回は報告事項だけですので時間も短く出来るのではないかと考えております。まず先ほど説明がありましたように、平成27年度の当初予算にかかる公共事業新規評価報告、全体報告をしていただいて報告事項なので3つだけ事業をしぼって説明していただく事にしました。評価の過程について細かく代表的な物を3つ説明していただくという事で伺っています。それでは、まず内容の1平成27年度、当初予算にかかる公共事業新規評価にかかる報告について事務局から宜しくお願い致します。

(1) 平成27年度当初予算に係る公共事業新規評価の報告について

【県土づくり本部企画・経営グループ藤副課長】

平成27年度予算にかかります新規評価結果についてご報告致します。資料の1「新規評価箇所一覧表」をご覧ください。こちらの表ですが、1ページ目が昨年9月末に行いました、整備系の新規評価箇所、箇所数一覧となっております。2ページ目が維持系の箇所数一覧となっております。まず、整備系の方からご説明しますが、各課の事業区分ごとの評価箇所の内訳ですが、左から「検討箇所数」、次に「現地機関評価箇所数」、それから「事業担当課評価箇所数」、最後が、「本部評価箇所数」となっています。「検討箇所数」につきましては、各地域からご要望のあった件数です。次に「現地機関評価箇所数」、それから「事業評価箇所数」、「本部評価箇所数」につきましては、各機関現地機関、それから事業担当課、県土づくり本部が新規評価マニュアルを

基に評価を行いまして、評価項目である1つ目の「位置づけ」、2つ目の「必要性・効果」、3つ目の「事業の実施環境」、これらの3つの項目について評価し、BBB以上の評価になったものを記載しています。表の下から2行目の合計欄をご覧ください。全体の検討箇所数につきましては123箇所です。現地機関、事業担当課、県土づくり本部それぞれが評価しました結果BBB以上となったものが47箇所となっています。この47箇所が平成27年度に事業化を行う候補となっています。表中右側の方にあります、事業費ごとの内訳の欄で金額規模別に分類しています。今後はこの47箇所から予算化するものを決定いたしまして議会の承認を得たものについて平成27年度から事業を実施していくこととなります。この47箇所につきましては、資料の2から7に個別調書を添付しています。検討箇所数123箇所に対して、BBB以上の評価となりました事業化候補が47箇所ありますので、残りの76箇所については評価項目のいずれかにC評価があったものでございます。C評価につきましては先ほど説明がありました資料の3、4、6、7の最後にC評価一覧として添付しております。C評価になった理由につきましても記載しておりますので、後でご確認お願いいたします。次に維持系の新規評価につきましても、先ほどと同様に「現地機関」、「事業担当課」、「県土づくり本部」で68箇所について評価を行いまして68箇所すべてが事業化候補となっています。それぞれの箇所につきましては資料の8の評価調書の方に記載していますのでご確認お願いします。以上が今年度行いました新規評価の概要でございます。この後につきましては新規評価を行いました、47箇所のうち3箇所を代表事例として個別に説明させていただきますので宜しくお願い致します。私の方からは以上です。

【荒牧委員長】

はいどうもありがとうございました。それでは、資料の1ページ目が整備系、いわゆる作る側とその次のページが維持系、維持管理をする側と2つに分かれて説明がありました。今の説明についてご質問はありませんでしょうか。ちょっと教えてもらいたいのですが、例えば道路で要望箇所が25箇所あって評価数が0ということは、Cがあるという事と理解していいですか。また、どこかの評価項目にCがあるという事

業については、だいたいどの辺まで行ってるんですか。つまり、どれくらいまで検討しているんですか。例えば、色々現地に入って状況を見ています、とか、そんなところまでいってるんですか。これは現地評価機関が箇所付けてやってるという事は、予算付けるよという事ですよ。

【山崎県土づくり本部副本部長】

検討箇所に挙がってくるものは、地元の方から要望があったものをすべて拾い上げておりまして、その中には、現地まで状況を見に行っている所を始め、色々な段階があると思いますが一応、こういうところについて事業を行ってほしいなどの要望があったところを上げています。

【荒牧委員長】

これがあがってくるまでには、現地で話が大体ついてるよ、とかにならないと事業費算定まで行かないでしょ。

【山崎県土づくり本部副本部長】

そうですね。

【荒牧委員長】

だから相当前から、3年や4年前から計画をして行くようなものがあるんじゃないですか。

【山崎県土づくり本部副本部長】

もちろんあります。自分とかに要望がありそれから、県庁にいったそれから調査という形で進んでいきますので、調査してうえでやはり設計や概略を行ったうえで地元への説明やそういう形で進めていきます。

【荒牧委員長】

今地元の説明をやるというのはこの事業費が出る前ですか。後ですか。

【山崎県土づくり本部副本部長】

地元への概略の話は事前にやる形となりますが、正式なものでいつから事業をやりますというときは事業の採択を受けてからという形になります。

【荒牧委員長】

うまくいかずにやめるときもありますよね。123箇所のなかでは要望はあるけどこれは意味がないね、とか地盤がよくないねとか金がかかりすぎると辞める時もあるでしょ。しかし、それは地盤調査して見ないと分からないし現地に行ってみないと分からないこともありますよね。その調査費ぐらいは県単で出すんですか。県の単独で。

【山崎県土づくり本部副本部長】

調査費は県の単独でやっています。

【荒牧委員長】

だせる。この47に含まれないやつでも、ちゃんと県の単独の調査費がでてしらべられてるのもいっぱいありますか。

【山崎県土づくり本部副本部長】

まだ調査段階というものもあります。

【荒牧委員長】

では、調査費は県の単独でだして、補助が出るのは事業が入ってからは補助対象となるものがあるでしょうから

【山崎県土づくり本部副本部長】

補助の対象になる部分もあるし、その規模とかそういうものによっては県単独事業でやることもあります。

【荒牧委員長】

最近交付金の仕組みになってるもんね

【山崎県土づくり本部副本部長】

交付金といいながら、補助採択の要件は事業費に組むとか、幅員とかいろいろあるんですが例えば局部的にやるとか、例えば待避所みたいなものをつくるとか局部的に広げるとか小さいものについては単独の事業でやることもありますので、ここにつきましては補助・単独にかかわらず新規で採択できるものという整理でやっています。その時には地元の熟度も評価してますので当然、事前の概要の説明とかやったうえで、ある程度地元の合意が取れたものをあげて、最終的には評価して審議する形です。

【荒牧委員長】

このまえしつこく聞いて、どこまでお金を出しているものを、公共事業はよく走りだしたら止められないと聞くじゃないですか。だからどの時点なら止められるのかということを知りたいしつこく、この123の内の47。そして、その残りの分については調査費は出してるがやめる事もありうるというものがあるよという事ですね。

【山崎県土づくり本部副本部長】

そうです。まだ調査費を出さずに現地をみただけのものもあるという事です。要望をうけて、まずは職員で現地を見たりしますので、そこが道路事業として必要かどうかとか検討もありますので、まずは前の段階で

【荒牧委員長】

わかりました。他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。こういう形でやられましたというのは、我々はマニュアルを作って皆さんたちにこのマニュアルでやってくださいというのが我々の役割ですね。そして、そのマニュアルに従ってこういう判定をしましたという、これに基づいて予算が決定されるという事でよいですか。今度予算化していくわけでしょう。平成27年度。また落ちる場合もあるんですね。

【県土づくり本部企画・経営グループ藤副課長】

候補となりますので、また絞り込んでいくということになります。

【荒牧委員長】

それではここで決定するという事ではありませんので、宜しくお願いします。よろしければ次に移ってまたもとに戻って構いませんので、一応全部報告事項なので全部話を聞くこともないので一応、3事業だけ具体的にどうやったか、どう判断したかについて説明をしていただきたいという事で3つお話を聞くことにします。

事務局の方から1つずつお願いします。

(2) 新規評価箇所代表事業の説明

① 街路整備交付金事業（社会資本整備交付金事業）

都市計画道路 井手西葉（イデサエ）線

【杉野まちづくり推進課長】

まちづくり推進課の杉野と申します。よろしくお願ひ致します。お手元の資料は資料9の一番最初の所だと思います。パワーポイントの画像を見ながら説明させていただきます。新規箇所評価代表として街路事業、街路整備交付金事業、都市計画道路井手西葉（イデサエ）線の説明を行います。次、まず事業概要です。事業地区は鹿島市の都市計画道路井手西葉（イデサエ）線で事業期間は平成27年度～33年度の7年間を予定しています。総事業費19億円を見込んでます。この路線は鹿島市の南北を縦断しいわゆる国道今のバイパスではなくてもとからある旧207号になりますが、鹿島市の南北を縦断し中心とした市街地エリアというところ、肥前鹿島駅を中心都市街地エリアと、鹿島市役所を中心とした、中川エリアを結ぶ幹線道路でございます。しかし、写真で示してます様に自転車歩行者道がございませんで自転車と歩行者の錯綜による交通渋滞や歩行者等の安全対策が課題となっております。事業の目的はその課題に対応すべくこの当該路線を整備する事により交通渋滞を解消し歩行者等の安全を確保することで鹿島市街づくり推進構想、いわゆる鹿島市ニューディール政策とニューディール構想と呼ばれてますがそこで掲げられている公的施設の再整備再配置において核となる両エリアのアクセス性向上および都市の魅力向上による市街地の活性化を図ることとしています。延長は上に書いてあるとおり420mで前後は歩道が整備されていて、ここの区間だけ歩道が整備されていないという状況です。幅員が20mで車道の両側4.5mの歩道が両側にあります。真ん中の道路が3車線になっていますがここは交差点の数が多く全て右折レーンが入り込む形で全体的に3車線の道路になっている状況です。それで一応20mという事になります。新規箇所評価マニュアルによる評価内容についてご説明します。評価マニュアルにおける事業区分は整備系の生活関連事業、事業名は街路事業でございます。位置づけにつきましては80点でありA評価としています。県土づくり本部基本戦略の快適に暮らせるまちづくりに位置づけられておりまして、10点としております。また、県の都市計画マスタープランに位置づけられておりまして、40点としております。都市計画道路の種類は鹿島市都市計画マスタープランにおいて幹線道路として位置づけられておりますので、10

点としております。また、地域の課題への貢献度ですが、鹿島市の中心市街地エリアと中川エリアの公益施設を連絡する道路ですので20点としております。以上までが位置づけの評価の内容で、合計80点A評価となります。

続いて、必要性・効果につきましては60点でございますB評価ということにしております。費用対効果は1.4であり30点としております。街路事業の費用対効果についてご説明します。下の表は考え方ですけれども、街路事業の費用対効果は道路事業と同じ方法で算定しております。事業の効果にあたる総便益は供用開始後50年間の走行時間短縮便益、走行経費減少便益、および交通事故減少便益の和により算定しております。総費用は事業費と供用開始後50年間の維持管理費の和により算定しております。費用対効果は費用便益として総便益を総費用で割って算定しております。

次に、歩行者等の交通量につきましては現地調査の結果、一日あたり歩行者117名、自転車304台、これは歩行者500名未満かつ自転車500台未満であったため、0点としております。歩道の条件につきましては、歩行者自転車道が設置されていないことから10点としております。幅広歩道自転車道の整備につきましては自転車歩行者道を4.5mで整備することにしておりますので、3m以上6m未満に該当することから10点としております。電線類地中化等計画につきましては、上下水道の地下埋設計画がありますので10点としております。以上までが必要性・効果の評価の内訳で合計60点B評価ということになります。

続きまして、実施環境につきましては60点でB評価としております。県民市民の協働につきましては、鹿島市長および地元関係者（区長さん、PTA、小中学校の校長さん）からいただいております。整備に関する要望書が提出されており、県民市民の要望に配慮した事業でございますので20点としております。

まちづくりの取り組み・状況につきましては鹿島市都市計画マスタープランや鹿島市まちづくり推進構想等によりまちづくりのイメージが策定しておりますので20点としております。地元関係者の合意形成条件につきましては、先ほどの鹿島市長および地元関係者から整備に関する要望書が提出されておりますので、事業化に対する認識が高ことから20点としております。以上までが実施環境の評価の内訳で合計60点

B評価となります。

続きまして、位置づけ・必要性効果・実施環境はそれぞれA・B・Bという評価でありましたので、総合評価に事業を実施と判断し平成27年度から事業を実施したいと考えております。まちづくり推進課の説明は以上でございます。

【荒牧委員長】

はい、それではご質問・ご意見ありましたらお願いします。

【荒牧委員長】

さっきの地図を見せてもらってもいいですか。学校のあるところはどこらへんですかね。鹿島高校そこですか。ではその手前なんだね。なるほど、分かりました。

【愛野委員】

こういう都市計画道路ですが、よく歩道とかできる場合は街路樹がはいりますよね。街路樹は何メートルおきに入るとか決まりがあるんですか。

【杉野まちづくり推進課長】

詳しい決まりはありませんが、その木の種類で大きく育つもの、小さく育つものがありますので、大まかですが6mから8mの間隔で整備されることが多いようです。乗入口が商店街にはありますのでその場合は間隔の幅が異なったりする事になると思います。

【愛野委員】

以前、それより北側の整備が行われた時に、若干事業者さんから位置をずらしてもらうのにかなり陳情が大変だったと聞いたので質問しました。

【荒牧委員長】

今度も街路樹は入るんですか。

【杉野まちづくり推進課長】

一応街路樹事業は基本的に入れるようにしてしまっていて、今回も入ります樹種については今後検討になります。

【荒牧委員長】

今、維持管理については、地元の協議が大変と聞きますが、そういうことはありま

すか。むしろノーと言われることが多くなったと聞きます。

【杉野まちづくり推進課長】

確かに、そういうところもあります。ただ、鹿島市の方ではこちらではありませんが207号のバイパスとか、そういうところにも樹木を植えてますが、それについて特に問題なく地元と協働してやっています。鹿島市はその辺の住民の方々の意識が高く中には樹木を自分達で管理したいという事でそういう事で道路事業として取り組んで、清掃作業もされているところもあるみたいです。今の所、まちまちで温度差があるのが実態です。

【荒牧委員長】

他にありませんか。

【伊藤委員】

先ほど評価内容の位置づけのご説明で、都市計画道路の種類とか地域の課題への貢献度のなかに、緊急輸送道路や緊急避難道路などの加点は入っていますか。というのも、東北の震災の件でこういう道路が非常に有効な役割を果たすという事なので、これは別建てで加点点数を付けても良いと思っておりませんが、この中に重複して含まれているならご説明をお願いします。

【杉野まちづくり推進課長】

今回のこの事業は街路事業でありますので、道路事業の場合はこれが緊急輸送道路であるかで加点があったと思いますが、街路事業にはそういう方向ではなく、まちの中の道路という形でやっております、そこまでは評価の対象とは今の所はしていません。

【伊藤委員】

例えばこの道がある沿線の、県の緊急避難経路として入っている場合はどうなりますか。それでも加点の対象にはなりませんか。

【山崎県土づくり本部副本部長】

街路事業と道路事業の仕分け。主要な国道とか全て道路事業で取り組んでおります。それと、都市計画道路の種類も幅員とかそういう中で、これは幹線街路なんですけど、

もう一つ下のランクで仕分けはございますので、当然都市計画事業として取り組む時には、まちなかの小さいもの含めてですけどその仕分けをこの種類でやっておりますので、補助幹線とっておりますけど、そういう仕分けの中で当然ランクが上がってくると、その緊急輸送道路につきましては主要な幹線という形になってこようと思いますので、そちらの方は主に道路事業のほうで取り組んでいる事例が多いということです。ただその種類・仕分けの中では、ある程度ランクをつけて加味はしているということですけど、おっしゃるようにキチッと・・・・として街路事業のほうには取り組んではないという事です。

【伊藤委員】

はい わかりました。

【荒牧委員長】

他にありませんでしょうか。

【中村委員】

私は鹿島市民なので、ここの道路よく利用させていただいているんですけど、起点から終点がどこからどこまでっていうのは、地元の要望でここからここまでっていうのを決められたんでしょうか。

【杉野まちづくり推進課長】

先ほど説明いたしましたけれども、ここはですね、起点・終点両方とも歩道が整備されているところで、たまたまじゃないですけどこの間の420mが歩道が整備されていないということで、両側が整備されているのでその間を整備して歩道網を完成させるという形で計画しております。当然地元の皆さんは、そこだけ歩道がないということで要望をいただいております、この区間の整備をするということになっております

【荒牧委員長】

はい。ほかになれば。どうもありがとうございました。これでご説明を終わりにさせていただきます。それじゃ2つ目の話をお聞きしたいと思います、2番目は県営かんがい排水事業、羽佐間（ハザマ）水道地区ということで多久市、小城市、江北町のところの事業についてご説明をお願いします。

② 県営かんがい排水事業 羽佐間（ハザマ）水道地区

【日浦農地整備課長】

農地整備課の日浦です。よろしくお願ひします。県営かんがい排水事業羽佐間（ハザマ）水道地区の概要です。事業内容は用水路、パイプラインですが、パイプライン 1.45km。用排水路、これは開水路です 3.41 km。附帯工一式と書いてありますけど、ゲート、水門、ポンプになります。流域面積 570.4 ヘクタール。それから、事業期間は平成 27 年度から 30 年度の 4 年間。総事業費 4 億 7,600 万円。関係市町 多久市・小城市・江北町です。

事業の目的です。本地区の農業用水は河川やため池に依存しておりますが不足しております。取水された農業用水は水路を通して農地へ配水されておりますが、施設の老朽化等により機能が低下し、計画的に排水できない。このため、嘉瀬川ダムを水源として国営筑後川下流土地改良事業で水を持ってきます。この事業は安定確保された農業用水を受益農地の隅々まで供給するため、老朽化した水路の改修整備などを行い、農業経営の安定、担い手の農地集積を促進し、農業振興を図るものであります。

次ですが、これは先ほど口頭で言ったものをフロー図にしたもので、現状・課題、対応、効果、目指す姿を記載しております。

次、位置図でございますが、多久市・小城市・江北町にまたがっております。

次、受益図でございます。国道 34 号が右上の方から左の方に通っておりまして、並行するように JR 長崎本線が走っております。牛津川が北から南の方に流れておりまして、一番下の方では六角川に注ぎ込む といった地形でございます。受益面積の内訳と書いてありますが、多久市が約 100 ヘクタール、小城市が約 200 ヘクタール、江北町が約 300 ヘクタール、計 570.4 ヘクタールの受益でございます。

羽佐間（ハザマ）水道地区という名前が付いておりますが、これにつきましては牛津川の羽佐間（ハザマ）地点から取水いたしまして、江北町の方まで持っていく水路でございます。成富兵庫茂安が作ったと言われておりまして、1,600 年代前半に土水路で作られております。約 10 キロございます。その後、県営事業によりまして、この土水路がコンクリート水路に改修されておりますが、戦前の昭和 14 年から昭和 16

年、約3キロを上流の方から整備しております。それから戦後の昭和26年から昭和30年にかけて、これもコンクリート水路に約5kmの整備をしております。この整備が終わって約60年経過しているといった状況です。圃場整備につきましては、田んぼの区画整理なんですけど、納所地区については昭和49年から昭和56年、それから牛津町の砥川、江北町の佐留志辺りについては鉾害復旧整備事業で整備されており、いずれも約30年位は経過している状況でございます。この事業は、青で書いておりますところが、羽佐間（ハザマ）水道の補修場所でございます、部分的に補修するという箇所です。真ん中辺りに真っ直ぐの水路がございまして、これは圃場整備で作った土水路でございます。ここをコンクリートのライニングを行うといったような整備をします。赤い線で抜き出しておりますのが、水路から水をポンプでため池まで揚げる、用水の確保のためにため池に貯留するといったような施設の工事でございます。

写真を載せておりますが、左上の方は土砂の堆積状況、左下の方はコンクリート壁が転倒している状況、それから右上が水路法面が壊れている状況、右下がコンクリート壁の裏側が洗掘されている状況を載せております。

新規マニュアル評価に基づく評価内容について説明します。

(1)位置づけでございますが、県土づくり本部基本戦略に位置づけられております。

次ですが、関係市町の農業振興地域整備計画に位置づけられており、また佐賀県の総合計画2011にも位置づけられております。

それから、事業実施後の耕地利用率については179.5%となる見込みであり、県平均の132.3%を上回っております。

次ですが、事業実施後の10アール当たりの労働時間ですけど、これは水稻の場合です。10アール当たり16.7時間となる見込みで県平均の25時間以下となります。

それから、担い手の農地集積率は96.0%となる見込みで、県平均の73.7%を上回っております。

次ですが、江北町においては野菜指定産地の指定品目となっている玉ねぎが作付される計画となっております。

次ですけど、関係市町において農業再生協議会が設置され、検討協議が行われてお

ります。

(1)の位置づけについては、以上により満点となっております。

(2)の必要性・効果でございます。

地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められるという項目でございますが、先ほど説明いたしましたように、施設機能の低下等によって用水不足となっており、農業用水の安定供給を行うためには本事業の実施が必要であるということで、30点中30点。

2つ目でございます。すべての更新施設が耐用年数以上となっているか、施設の機能低下が見受けられるという項目で、更新を行う施設は用排水路及び制水門（ゲート）であります。耐用年数30年以上経過しており、かつ機能低下、通水阻害なんですけど、そういう状況が見受けられます。これも10点中10点をつけております。

それから、他事業との関連を図るため、早急に本事業を実施する必要があるという項目につきましては、水源である国土交通省が造成しました嘉瀬川ダム、これは平成23年度に完成しております、現在農林水産省の事業でございますが、国営筑後川下流土地改良事業により多久導水路を整備中でありまして、今の所平成28年度の完成予定となっております。その事業効果を発揮させるためには、実際水を使うこの地域の整備が必要となっております。

事業の費用対効果が1.0以上となっているかの項目については、1.29であり1.0以上であります。総費用総便益比については総便益を総費用で割っています。このままの状態の水路であった場合、将来作物の作付けに支障が出てくると言ったようなことで効果を算定しています。

以上、2番目の必要性の効果についても満点としております。

3番目、まず一番上の所ですが関係市町、羽佐間（ハザマ）水道土地改良区の同意は得られておりました、地元農家の方からは昨年12月26日時点で94.4%の同意を得ております。

次、地元負担、いわゆる国から補助金をもらって県費を出して、残りの地元負担ですが、それは市町が全額負担をするため農家負担はありません。従いまして負担につ

いては問題無しということで、満点をつけています。

次の事業推進につきましては、佐賀中部推進協議会という団体において事業推進をやっていますし、羽佐間（ハザマ）水道土地改良区において臨時総代会を開きまして、この事業着手についての同意、合意形成がなされている所です。

維持管理についてご説明します。予定管理者である羽佐間（ハザマ）水道土地改良区、納所土地改良区及び関係市において、施設を維持管理することで同意が得られております。

次の項目です。支援体制ですが、今回の受益地にかかるエリア内で羽佐間（ハザマ）水道地区水田推進検討会が設置されております。

それから次の項目ですが、関係機関、いわゆる文化財部局、それから河川それから市道そういう部局との協議調整は行われております。

工法の妥当性ですが、各種設定基準に基づいており工法は妥当です。

次の項目です。この事業自体が国庫補助事業でありまして九州農政局の審査を要しております。細かくは言いませんが要綱要領採択基準の要件に適合しておりますし、経済的にも妥当であると判断しています。

以上、3項目実施環境についても満点です。

全て満点で、3項目 AAA ということで総合評価 I。優先的に事業を実施という事に判断しております。農地整備課からは以上です。

【荒牧委員長】

はい。どうもありがとうございました。ご質問ご意見ありましたらお願いします。

【佐藤委員】

すみません。かんがい事業は、県内で沢山取り組む必要なところはありますか。

【日浦農地整備課長】

私どもは、最後と思っております、大きく言うと上場であったり、北山ダムからの水であったりとか、最近では筑後川から導水する事業。嘉瀬川ダムから白石へ持っていく大きな導水路。その途中から分岐して多久方面とか大和小城の丘陵部ですか、そこまで持っていく事業で、そこも事業に取り掛かっていまして、これが県内では水

をもっていく事業では最後かなと思っています。

【佐藤委員】

では、これからは、今まで取り組んできたものを改修していかなければいけないということですか。60年前にこの事業をされたということですが、そうすると、60年後くらいにまた、事業を行わないといけないということですか。

【日浦農地整備課長】

ここは歴史的に長い地域ですが、もう既に以前、高度経済成長期に造ってきた農業水利施設については30年40年の時間が経っておりまして、老朽化が進んでおります。私たちはストックマネジメントと言っていますが、早めの点検・補修で全体的なコスト軽減を行うということで取り組んでいきます。今後は造ってから、しっかり使って補修していこうという時代が変わっていく。これは全国的な流れであると思っています。

【荒牧委員長】

他にありませんか。

この国営の方の部分は、いつ頃完成するんですか。あるいは、いつ完成したんですか。

【日浦農地整備課長】

水源となっている嘉瀬川ダムは23年度に完成いたしまして、今そこから白石にもっていく導水路の途中から分岐して多久導水路を造っております。その水路については平成28年度、再来年度完成です。

【荒牧委員長】

分かれてきて、そして羽佐間（ハザマ）の堰まで引っ張ってくるんですか。

【日浦農地整備課長】

羽佐間（ハザマ）の堰で取水しておりますが、その羽佐間水道という水路の中に注水。

【荒牧委員長】

国がそこまで整備すると。それが筑後川下流事業という名前なんですか。

【日浦農地整備課長】

そうですね。

【荒牧委員長】

嘉瀬川の名前は付かないの。NPO 法人を持っている私としては、なぜ嘉瀬川の水を持っていくのに何で国営筑後川下流事業なんだと文句を言いたくなるんですが。

【高田農地整備課技術監】

この筑後川下流事業が昭和 40 年代の後半位に計画されてその頃は、筑後川の水を白石まで玉突きみたいな形で持っていかとか直接持っていく計画もあったと聞いていますが、現実的ではないので玉突きで持っていくという事で、鳥栖から白石までの一連を筑後川下流地区という国営事業で進められています。

【荒牧委員長】

嘉瀬川の頭首工の所から、西に入って来て片方は白石に入って来て、片方は上にぐいっと入って来て、羽佐間（ハザマ）の堰に落とした。

【高田農地整備課技術監】

そうです。門前集落の上に西川という集落があります。ちょうど用水機場が作られていると思いますが、あの辺で分水するようになっています。

【荒牧委員長】

それも、国営筑後川下流事業の一環ですか。ちょっと文句が。

【伊藤委員】

私は専門がコンクリートの研究をしていますが、先ほどの直線的な水路、青の線ですか、あれはコンクリートのライニングをされるご説明でした。ちょっと前から県内でも木柵で排水路を補修したりするような工事が神埼やあちらの方で、ここの南も多いですが盛んに行われていますが、県内外から非常に高い評価を得ています。県産品の間伐材を使ったり。できれば私はコンクリート専門ですがこういうところで、得意の木柵を使うというのはご検討されたのでしょうか。

【日浦農地整備課長】

県内でも、いわゆる縦幹線と言っていますが、縦幹線、流れが速い所、雨の時に水

路が下流に流れていくところ流速が早い所については、実は国営総合農地防災事業でブロックマット工法によって現在整備しております。そこから昔でいう溜め堀、水を農業用水として溜める、雨が降った時に貯水する、そこについては県営クリーク防災事業ということで木柵でやっております。この地区を整備する時にどっちであるかの議論がありましたが、この路線は縦幹線でございますし、この下流の所に排水機場があります。相当な流速が想定されるという事で、この縦線はブロックマットで計画しております。やむを得ずという事です。

【伊藤委員】

やむを得ずということですね。分かりました。ありがとうございます。

【荒牧委員長】

他の所はどうですか。

【日浦農地整備課長】

ここでは、木柵はないですね。

【荒牧委員長】

全部、コンクリートでやる。

【日浦農地整備課長】

縦の所はブロックマットですね。他の所は、コンクリートの三面水路です。先程も話をしましたが、戦前戦後位にコンクリートで造ってありまして、その中で補修の必要なところはコンクリート水路を作るという計画です。

【荒牧委員長】

これは補修になるんですか。

【日浦農地整備課長】

補修ですね。というか、作り替えの区間もあると思います。勾配修正もあると思います。基本的には、ここは実は山の方から流水を受けてそして、途中途中川に抜けていく路線ですから、羽佐間（ハザマ）水道はですね。結構流量も流速も早いのでここはコンクリートで整備する方向です。

【荒牧委員長】

他にありませんでしょうか。先ほど最後だとおっしゃいましたが、白石の方が先に行ってこっちの方が遅くなったのは予算のせいですか。それとも地元がなかなかとか、ご苦労されたんですか。調整に。

【日浦農地整備課長】

基本的には白石の地盤沈下対策として白石の方を先に持っていきたいという気持ちで取り組んだんですが、実態としては今言われたように地元調整も時間がかかりました。

【荒牧委員長】

時間がかかるもんですね。

【日浦農地整備課長】

かかったというのが事実ですね。

【高田農地整備課技術監】

白石の地盤沈下が県の重要課題でもありましたので、そちらを優先したという面もあります。

【荒牧委員長】

課題だからね。はいはい。よろしいですか。ここは直接的に水を牛津川から取ってくるのでそれほど水が汚いとか濁っているとかないですが、白石は嘉瀬川から直接持って行ってきれいな水を落したので、地元の農業団体の人達が張り切って、これぞまいコメを作るぞ と張り切っていましたので。今までのクリークの中に直接落とし込んでいるけれども水の質が変わったとあって喜ばれていて、一番きれいな水をドカッと持って行ってるのもものすごく感謝されています。今、私は石井樋の所にある水ものがたり館の館長をしていますが、そこに皆さん集まって、良い水が来るようになったとよく言われます。感謝祭もやっていますので佐賀県の県庁の方も参加していただければ。余分なことです。他にありませんか。どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。

③ 砂防事業 観音古賀川（カンノンコガガワ）

【前田河川砂防課長】

河川砂防課です。砂防事業の観音古賀川（カンノンコガガワ）につきましてご説明させていただきます。資料9の26ページ目からになります。事業概要ですが事業名は通常砂防事業です。事業地区は小城市小城町の晴気の1級河川六角川水系晴川に流れ込みます、溪流観音古賀川でございます。事業内容は重力式のコンクリートの砂防堰堤整備でございます。事業期間は平成27年から平成31年度までの5か年間でございます。総事業費は1億6,000万円を予定しております。

次に事業の目的でございます。集中豪雨や、最近ではゲリラ豪雨といわれますが、その影響によって発生します、土石流から住民の生命や財産を守るため砂防堰堤を整備することによりまして、溪流からの土砂流出抑制による災害発生の防止を図ることを目的としています。次、事業概要地区の地盤ですが、左側が標高として高い山の方です。右側の方が、標高が低い平地部になります。この流域の溪流は平面図の青色の線で囲まれた範囲になります。土砂災害が発生した場合の保全対象地区であります。平面図の茶色の囲まれた範囲になります。この保全対象区域内には災害時要援護者施設として老人福祉施設のサポートハウスやわらかがあります。その他保全人家41戸公民館が2か所。県道、天山公園線などあります。現地の状況ですが、溪流も広い範囲でこのように荒廃しておりまして、転石などが点在しております。そういう状況が確認できます。

次に新規マニュアル評価に基づく評価について説明させていただきます。評価の事業区分は整備系の生活関連事業となります。まず(1)の位置づけについてですが、県土づくり本部の基本戦略の治水土砂災害防止対策の推進に位置づけている事業でございます。10点です。防災点検箇所につきましては、今回の事業箇所は土石流危険溪流でかつ保全人家が41戸ということで5戸以上ございますので50点です。又、避難の実績ですが、平成24年の九州北部豪雨の際に小城市の山間部において7月13日に避難勧告が出されております。ということで40点です。以上のことから位置づけに関しましては100点満点のA評価をしています。

次に必要性・効果ですが一部訂正があります。訂正箇所ですが中ほどの下、危険度判定の流域の荒廃状況ですが、これが 4,805 でなくて、7,885 でございます。訂正させていただきます。これで点数が 10 点あがりまして、トータルが 100 分の 90 点ですが 80 点以上ということで点数は変わりません。上の方から費用対効果についてですが土石流対策の費用便益分析のマニュアルがございますが、便益につきましては、人的損害、物的損害の方を計上しています。昨年広島の大災害の様なきにも家がかなり損害しましたし、人命がかなり失われましたがそういう人的損害、物的損害を便益としてあげています。費用についてはこの砂防の建設費として 1 億 4 千 7 百万円をあげております。これを約 35 億を 1 億 4 千 7 百万で割りますと、23.76 で 2.0 以上ということで、60 点を計上しています。近傍における過去の土砂災害についてですが、同じ溪流においては土砂災害の発生はありませんので、0 点です。危険度判定についてです。今回の事業予定地において砂防施設が現在ございませんので、砂防の必要があるという事で 10 点を計上しています。その下の荒廃状況ですが、先ほどの写真でわかりますように、広い範囲で荒廃しております。10 点を計上しております。又、福祉施設の有無についてですが被害想定区域内には災害時要援護者施設であります、老人福祉施設のサポートハウスやわかがあるため 10 点を計上しています。以上のことから必要性効果につきまして 90 点という事で A 評価しています。

次に実施環境についてですが、周辺住民の合意については地元要望なので地元の総意として区長さんから要望書が提出されています。60 点を計上しています。また、市町の取り組みとしては実施に向け地元との調整など非常に協力的です。20 点を計上しています。合わせて 80 点で A 評価としています。新規評価の判断ですが位置づけ、2 必要性効果、実施環境とすべて A 評価となります。判断基準のランク Ⅱ に該当しまして箇所の整備方針として優先的に事業を実施する箇所となります。以上で河川砂防課の説明を終わります。

【荒牧委員長】

はい。どうも有り難うございます。何かご質問ありませんでしょうか。この事業は山地地山事業というものの 1 つでよろしいでしょうか。

【前田河川砂防課長】

事業としては砂防事業です。

【荒牧委員長】

通常砂防事業は9件あって、9件ともですね。同じような砂防系のダムをこの河川事業の砂防事業と山地地山事業等で行われるでしょ。そこの住み分けは。

【前田河川砂防課長】

山地地山は林務の方で行う事業ですね。

【荒牧委員長】

いわゆる、河川砂防課と森林整備課の方でやりますよね。住み分けはどうなっているんでしょうか。

【前田河川砂防課長】

河川砂防課の方は、ここにあります様に保全家屋や公共施設の県道とかそういうものを対象にしています。

【荒牧委員長】

はい。分かりました。そしたらこれは広島のこともあったので結局、佐賀県内で今こういう事業が必要な箇所数というのは県としては把握されているんですか。

【前田河川砂防課長】

はい。把握しています。要対策箇所。土砂災害について急傾斜地すべり砂防とありますが、その中で人家が5戸以上ある場合を要対策箇所ということで3,610箇所、現在把握しています。その中で現在工事が進んでいるところは、968箇所ということで約27%進んでおりましてあと73%優先的に選びまして整備を進めているところです。

【荒牧委員長】

こういう場所は何か急傾斜でないが広島であったように、既に危険な場所ですよと分かっているけれど地元の人達がなかなか認められないという事で、指定しにくい。先ほどあったように災害時要援護者施設である老人施設の様なものが進出してきて、とめる方法がないという話を聞きますがそういう箇所は随分たくさんありますか。

【前田河川砂防課長】

地元の方としては、例えば危険箇所指定しますと土地の評価が下がるとか色々懸念があると、新聞情報などではありますが、それと佐賀県の場合は特に平成18年の田頭（タガシラ）とかその後の吉野ヶ里とか土砂災害がありました、全国的にみると土砂災害が少ない方なので自分の所は大丈夫だろう、と皆さん危険性を認識されていないようなところがあるんですね。ですから、土砂災害の区域指定をする場合は集落の人を呼んで丁寧に航空写真を見せながらここは危ないですよ、と進めております。その他昨年広島で災害があつて自分の所が危険とわかっていたら逃げていたのにと新聞でのコメントもありましたが整備してない、指定してない他の地区につきましても、危険箇所を市町が持っている防災マップの中に書いていただいて住民に回覧するとか、公民館に貼るとかそういうことを市町と一緒に周知をやっていきます。

【荒牧委員長】

他に何か質問はありませんでしょうか。どうぞ

【伊藤委員】

この話に関連しまして、降雨量が50年前にくらべてかなり温暖化の影響であろうと言われていますが、100ミリ降ったりというのが2、3年に一回くらい頻繁に起こるようになっていますが、これ、設計はどのくらいの雨量でやられているのか、もしくは、将来的にどこまで見込んで、せつかく砂防堰堤を作ったが、降雨量が増えてまた嵩増ししないといけない等、色々あるでしょうが、将来展望を教えてくださいと思います。

【前田河川砂防課長】

現在100分の1ですね。実際砂防の場合は採択基準の時、先ほどの荒廃状況や全体の荒廃の10%以上とか大きな溪流の中に土砂が堆積しているとかそういうことが採択基準となっています。100分の1で決定を行っています。

【伊藤委員】

採択はしやすいだろうが、設計される時に堰堤かダムの高さっていうのがありますよね。これは従来通りの降雨量で設計していて良いもののでしょうか。たぶん広島の時も予想以上の雨が降ったのでああいふ被害がでた。ということですが、

【前田河川砂防課長】

その辺については、今から全国的な動きがあってそこに佐賀県も合わせるようになりますが、ハードも効果的ですが、ハードだけでは防ぎきれないという事もありまして、先ほどのソフト的に、ここは危ないですよ。と、まず、記載して危なかったら、まず、逃げてくださいと、いうことをまずは地元の方たちに訴えているところです。

【伊藤委員】

逆に何かが出来ると、安心するということもありますよね。広島も少しあったんですよ。それで安心したということもあるみたいですね。随時降雨量が増えていったら作り替えられるような工夫、設計上のそういうものが今後あって良いのではと思います。

【荒牧委員長】

要援護者のための施設を建設するのは、特に県とかが許可を出すとかはないですか。

【前田河川砂防課長】

建築基準法の中で、うちの建築部局が土木建築主事とかが審査する場合がありますと思いますが、危険箇所については建築サイドについてもここは危険ですよと言うことで情報を提供しています。

【荒牧委員長】

問い合わせは来ますか

【前田河川砂防課長】

来るというか、広島の時に、ここは危険と知らなかったとか、あの場合は谷合まで民家が密集しているところで、当然土砂災害があれば水が流れる部分にまで家が建っていましたが、そういうところが反省で、今は建築サイドでも情報を流して家を建てられる方へも周知するというので、情報提供をしています。

【荒牧委員長】

佐賀は土地だけならいっぱい余っているという場所ですので、広島とはちょっと違いますよね。ちょっと避ければその場所ではないのにとあるから、少し指導することで良くなる気がしますね。土地価格が下がるというほど高くないじゃないですか。

基本的に値段がそんな安いのに。

【荒牧委員長】

広島の話は、本当に中心市街地がすぐそばで一番ベストなポジションが一番危険な区域になってしまったのだから、土地の価格がっていうのも分かるけど、佐賀で土地の価格が下がって困ることはあんまりないような気がするので思い切って指導しても良いと思いますよね。そこのところは気にせずに。そこは佐賀県と広島の違いは歴然としている気がします。

【前田河川砂防課長】

先ほども佐賀県が土砂災害の経験が少ないという事で、自分の村は大丈夫だろうと危ないという認識が少ないから説明の時は、広島と同じような雨が降れば、この辺もマサ土がかなり東脊振にありますので、谷合に有れば同じ危険性があると啓発している形です。

【山崎県土づくり本部副本部長】

一般的に水害と違って毎年同じようにあふれて危なそうではなくて今まで崩れてないようなところの方が土砂災害などが起きやすいという事を説明の時に言うと。いつも起きていたら皆さん警戒するのでやっぱり耐えきらなくなって滑ったりするので、見ていてなかなか分かりづらいということもありますので、出来るだけ早く避難するということが必要かと。

【荒牧委員長】

伊藤先生が言われたように、この頃の雨の集中度っていうのが半端ないですよ。この頃は高性能のレーダーが出来たから読めるようになってきましたけれど、何でそんなに集中的に雨が降るのというくらい降りますね。阿蘇の時も見せてもらったらひどいですね。集中の度合いが。だから、前と同じようであると随分やられるような気がしますね。この間、阿蘇がやられた時はついさっきまで佐賀にとまっていたのにすーっと南に下がりましたよね。見ていたら。下がった時に阿蘇がやられたんですね。阿蘇とか星の村とか、矢部とか一瞬で下がって行って、だからあれと同じようになると本当に佐賀も危ないなと感じがしますね。だから是非、一番地震が少ないし、台風

なら何とか1週間くらい前にわかるから、予測出来るけど、こいつだけは突発的にやってくるので、人の命をドカンと奪う可能性があるのです。そこは強めに脅かしといてよいという感じがします。他のとちょっと違うから。突発的にやってくる災害だから、広島の方がよく示していますが、是非この災害だけはつらいと思いますので、強めの指導をされるようにお願いします。よろしいでしょうか。

【古賀委員】

今の話に関係しますが、ここの土地部分は家を建ててはいけないという範囲はありませんか。例えば昔は市街化調整区域だったら家は簡単に建てられないとかありましたよね。けどそういうところはないんですか。例えば壊れそうな所は家を建てないようにしたらどうでしょう。法律的には。

【前田河川砂防課長】

急傾斜も含めて土砂災害の警戒区域とか特別警戒区域とかあるんですが非常に土砂法の区域とかその中で非常に危険な所は構造規制とか建築確認指導をしたりいうことで非常に危ない所は遠慮してもらうこともあります。

【古賀委員】

ご遠慮願うのは、建ててはいけないということではないんでしょう。

【荒牧委員長】

急傾斜地はダメなの。指定されているところはダメなの

【前田河川砂防課長】

建ててはダメとまではなっておりません。最低勧告までです。

【島内河川砂防課副課長】

今住んでいる方を危ないからと移転するとかはできるんですか。この法律ができて10年ぐらいたちますが、移転勧告が出たという報告はありません。

【荒牧委員長】

新しい人が入ってきてはいけないとかはありますか。

【島内河川砂防課副課長】

それもないですね。一定の基準を満たすものであれば許可されます。

【荒牧委員長】

責任は取らないよ、と言っているよね。しかし裁判で訴えられることもあるかもよ。危険地域と知っていて建てさせたよ。

【前田河川砂防課長】

構造的には建築基準で、家の裏が壊れそうなどに住んでいる方の場合、改築する時など土砂が崩れても大丈夫なようにコンクリートの擁壁を自分で整備しなさいとか構造上の規制、指導があります。

【島内河川砂防課副課長】

例えば崩れてくる土砂の強度に耐えうるコンクリートをする、あるいは土砂が崩れてくることを想定した高さにしなさいといった規制がかかってきます。

【荒牧委員長】

だから防御は自分でしなさいというスタンスですね。法律上は家を建てちゃいけないというのは市街化調整区域とか都市計画区域内なんですけど、こういったところは最初から都市計画がないところが多いから、後は急傾斜地とか別のものでやらないと間に合わないよ。そういうものを規制する法にはなってるよということですよ。

それではどうもありがとうございました。以上で事務局からの説明は終わりですが、委員の方々でご質問ご意見ありましたらお願いします。よろしいですか。特になければ事務局の方にお返ししますけれども。事務局の方で締めてください。

3. その他

【山崎県土づくり本部副本部長】

どうもありがとうございました。それでは事務局の方から連絡をさせていただきます。

【事務局】

事務局より今後のスケジュールについてご連絡させていただきます。ただ今事業を完了してから5年を経過したものを評価する事後評価を各事業課の方で行っています。その結果が今週中には分かりますので、その結果をもって委員の皆様にお諮りし

ないといけないかどうか、要は事後評価についてもう一度、今年度中に委員会を開催しないといけないのか。見直しが必要な事業がなく事後報告で良いのかがわかりますので、委員会の開催が必要な場合は、委員の皆様に日程調整等させていただきますのでよろしくお願いいたします。

4. 閉 会

【山崎県土づくり本部副本部長】

今事務局の方から説明がありましたが今後のスケジュールについては、改めて連絡させていただきます。それでは本日は荒牧委員長を始め委員の皆様に長時間に渡ってご意見をいただきありがとうございました。それではこれを持ちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。